

教育基本法改悪案を政府国会に提出

教育の「憲法」を守る声・運動を現場から強めよう

政府は28日、教育基本法改悪案を閣議決定し国会に提出しました。政府与党は連休明けにも審議入りをめざし、今国会での成立をたくらんでいます。

教育基本法は、1947年、戦前の軍国主義・国家主義的な教育が国民を侵略戦争に駆り立てた反省に立つて制定されたものです。制定以来、改悪の動きはたびたびありましたが、改悪案が国会にでてくるのは今回が初めてです。憲法と一体のものとして、戦後日本の平和と民主主義の土台となってきた教育基

国の教育介入を公然と

現行法は10条で「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負っておこなわれるべきものである」と定めています。改悪案では「この法律および他

の法律の定めるところによりおこなわれるべきもの」と書き換えています。国民へ直接的な責任をもつ教育から、国の作成した教育振興推進計画などの法律に従って「国のため」の教育をすすめることになってしまします。

「愛国心」をおしつける

政府案は「教育の目標」に「我が国や郷土を愛する態度」をもちこんでいます。戦前は「忠君愛国」のスローガンのもとに、国民を侵略戦争に駆り立てていきました。今、教育基本法をかえて「国を愛する態度」を書き込もうとするのには、憲法9条を変えて「戦争できる国」をつくる動きと表裏一体のものです。

新聞各紙の社説でも、法律で「国を愛する態度」を義務づけるのは「教育の自由」を侵害するとして、ソフトを使用する、しないの判断は学校が決める。

旧「同和地区」在住者のデータを本人が知らない間に、府へ提出!

二十八日開催された情報公開運営委員会で、一部委員が「同和調査」は問題があると意見を述べましたが、「他の市では実施する」（人権教育企画課説明）ということで、豊中も右へならえする結論をだしました。

「大阪府学力等調査」(学力テスト) 「実施は、協力をお願いするもの」 情報開示など、問題点を指摘

「大阪府学力等実態調査」について豊中市は五月一日、十日で実施するとしています。この調査について、昨年度から問題点を指摘してきました。実施が近づくと、市教委指導と改めて協議しました。

市町村ごとの結果や学校ごとの結果を「公表しない」としていますが、保護者からの問い合わせや第三者がこの調査結果の情報を開示請求した場合、どのように対応するのか、

市教委自身明確にできていないことが明らかになりました。学校によって捉え方が様々であり、それは市教委が明確に説明していません。また、(連休明け)きちんと説明する機会をもつとしています。協議の中で確認したことは次の内容です。

- ・調査は協力をお願いするもの
- ・調査の目的は指導の工夫改善に役立つものであり、序列化を考えていない
- ・府への抽出校以外のデータや報告を市に提出しない。
- ・調査結果の分析に際して、「集計・分析ソフトを用いるなど」とあるように、市教委は「使っ

を愛する態度」を定める問題点を紹介しています。

「通知表で愛国心に対する評価を求められるのではないか」「国旗・国歌のさらなる強制につながるのでは」「さらに、現にイラクで人質になった日本人が国会で「反日分子」と非難される事態など、ゆがんだ愛国心に拍車がかかることに對する危惧の声があげられています。

大きな反対の声・行動を!

私たちは日々の教育活動の中で、教育基本法を意識することはあまりなかったかもしれませんが、いま、この法律がかえられてしまうと、これまでの教育活動の元が大きく変えられてしまうことになりま

よびかけます

教育基本法の学習をすすめてみましょう!

「教育基本法」をかえるな!の声を署名にあつめましょう
教育基本法変えるな、憲法9条守ろう!の声を市民に広げましょう

5・3豊中市民護憲パレード

日時 五月三日(水)十一時
内容 市役所前から豊中駅まで平和をアピールしてパレードをおこないます。

主催 9条の会豊中いちばん星

教平和宣言

日時 五月九日(火)
午後五時四五分
場所 豊中駅前

いっしょにご参加ください



06.1月 成人式での平和宣伝

全教

367

2006年5月1日

とよなか

全教豊中教職員組合

〒561 0874 豊中市長興寺南3-5-2

TEL (06) 6865-3190 FAX (06) 6865-3191

Eメール zenkyo-toyonaka@tcct.zaq.ne.jp